

# 山口県報

平成20年  
12月12日  
(金曜日)

## 目次

告示  
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)……………



### 山口県告示第五百八十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十一年度及び平成二十二年年度において県が発注する建設工事等(次の二に掲げるものをいう。以下同じ。)(の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年十二月十二日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 建設工事等

- (一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第二条第一項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)(
- (二) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五条に規定する公共測量(以下「公共測量」という。)(
- (三) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務(以下「建設コンサルタント

業務」という。)(のうち土木に関する工事に係るもの(以下「土木関係建設コンサルタント業務」という。)(

(四) 建設コンサルタント業務のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。)(

(五) 地質調査業者登録規程(昭和五十一年建設省告示第七百八十八号。以下「地質規程」という。)(第二条第一項に規定する地質調査(以下「地質調査」という。)(

(六) 公共事業の用に供する土地等の取得又は使用に伴う損失補償のために必要な物件、権利調査、事業関連調査、登記手続等に関する業務(以下「補償関係コンサルタント業務」という。)(

#### 二 競争入札参加資格

(一) 競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約(以下「特定調達契約」という。)(に係るものを除く。)(に参加することのできる者は、次に掲げる者で、県が発注する建設工事等の請負対象設計額に応じ、建設工事のうち土木一式工及び建築一式工事にあつては四等級に、その他の建設工事にあつては三等級に、公共測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務(以下「公共測量等」という。)(にあつては二等級にそれぞれ区分して格付される資格を有するものとする。

1 法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者」という。)(のうち平成二十年四月一日以降に法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)(を受け、かつ、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知を受けたもの

2 測量法第十条の三に規定する測量業者(以下「測量業者」という。)(

3 土木関係建設コンサルタント業務を営む者(以下「土木関係建設コンサルタント」という。)(

4 建築関係建設コンサルタント業務を営む者(建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第百二十号)第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。)(

5 地質規程第二条第一項の登録を受けた者(以下「地質調査業者」という。)(

6 補償関係コンサルタント業務を営む者(法律の規定に基づき、営業に関する登録が必要とされる場合にあつては、当該登録を受けた者に限る。以下「補償関係コンサルタント」という。)(

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。

1 建設業者にあつては、次に掲げる事項

- (1) 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成二十年国土交通省告示第八十五号)の第一の一から四までに掲げる項目
- (2) 県が行つた指名停止の期間
- (3) 県内に主たる営業所を有する建設業者(以下「県内建設業者」という。)にあつては、次に掲げる事項
  - ア 県が発注した建設工事の種類別工事成績
  - イ 建設業に従事する職員の数
  - ウ 技術職員の資格取得状況
  - エ 山口県優良建設工事表彰の有無
  - オ 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
  - カ 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
  - キ 環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関(平成九年四月二十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。) 持続性センターの認証及び登録の有無
  - ク 障害者の雇用の状況
  - ケ 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)の策定及び届出の有無
  - コ 会社の合併の有無
  - サ 社団法人全国土木施工管理技士会連合会(平成四年二月二十七日に社団法人全国土木施工管理技士会連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(が設ける継続学習制度において技術職員が取得した単位の数
  - シ 社団法人日本建築士会連合会(昭和三十四年二月十六日に社団法人日本建築士会連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(が設ける継続能力開発制度において技術職員が取得した単位の数
  - ス 測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査業者及び補償関係コンサルタント(以下「測量業者等」という。)(にあつては、次に掲げる事項

- ア 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)(の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日(以下「審査基準日」という。)(以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高
- イ 審査基準日の属する事業年度の決算(以下「基準決算」という。)(における自己資本の額
- ウ 県内に主たる営業所を有する測量業者等(以下「県内測量業者等」という。)(にあつては、審査基準日における公共測量等に従事する職員の数
- (2) 経営状況
  - ア 基準決算における流動比率
  - イ 基準決算における自己資本固定比率
  - ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率
- (3) その他の事項
  - ア 職員の資格取得状況
  - イ 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
  - ウ 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
  - エ 環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関(持続性センター)の認証及び登録の有無
  - オ 一般事業主行動計画の策定及び届出の有無
  - カ 会社の合併の有無
  - キ 申請日までの営業年数
- (四) 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、(一)の1から6までに掲げる者のうち次に掲げる要件に該当するものとする。
  - 1 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直前の経営事項審査において、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める総合評価値以上を有する者であること。
    - (1) 土木一式工事 九百
    - (2) 建築一式工事 八百
    - (3) (1)及び(2)以外の工事 七百五十
  - 2 測量業者等にあつては、(二)の2に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有する者であること。
- (四) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十三年三月三十一日までとする。ただし、平成二十三年度の資格が認定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

- 三 資格審査の申請の時期及び方法
  - (一) 県内建設業者にあつては、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式)を平

成二十一年一月八日から同月三十日までの間に、その主たる営業所の所在地を所管する土木事務所長の(以下「所轄土木事務所長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

(二) 県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外建設業者」という。)及び測量業者等にあつては、競争入札参加資格審査申請書を平成二十一年一月八日から同月三十日までの間に、知事に提出しなければならない。

(三) (一)又は(二)に規定する申請期間経過後に新たに資格審査を受けようとする者は、平成二十一年七月一日から平成二十三年一月三十一日までの間、随時、入札参加資格審査申請書を知事に提出することができる。

(四) 競争入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 県外建設業者にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、測量業者、土木関係建設コンサルタント(建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百七十七号)第二条第一項の登録を受けた者に限る。)、建築関係建設コンサルタント(建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。)、地質調査業者及び補償関係コンサルタント(補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号)第二条第一項の登録を受けた者及び営業に關し法律の規定に基づき必要とされる登録を受けた者に限る。)(にあつては登録証明書又は登録通知書の写し)

2 県外建設業者及び測量業者等にあつては、営業所一覽表(別記第二号様式)

3 測量業者等にあつては、公共測量等経歴書(別記第三号様式)

4 測量業者等にあつては、技術者経歴書(別記第四号様式)

5 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

6 個人にあつては、誓約書(別記第五号様式)

7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評価値通知書の写し

8 測量業者等にあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表

9 県内建設業者にあつては、建設業労働災害防止協会加入証明書

10 県内建設業者及び県内測量業者等にあつては、職員数一覽表(別記第六号様式)

11 (一)の(3)の才若しくは力又は(二)の(3)のイ若しくはウに定める国際標準化機構の認証を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し

12 (二)の(1)の(3)のキ又は(二)の(2)の(3)のエに定める環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの認証及び登録を受け

た者にあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

13 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十三条第五項に規定する者にあつては、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し

14 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

15 技術職員のうちに(一)の(1)の(3)のサに定める社団法人全国土木施工管理技術会連合会の継続学習制度において単位を取得した者がある場合にあつては、当該取得した単位の数を証する書面の写し

16 技術職員のうちに(一)の(1)の(3)のシに定める社団法人日本建築士会連合会の継続能力開発制度において単位を取得した者がある場合にあつては、当該取得した単位の数を証する書面の写し

17 その他知事が特に必要があると認める書類

申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものには訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成十九年財務省告示第四百二十八号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 共同企業体等の特例

(一) 建設業者又は測量業者等が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第七号様式)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(二) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に基づく事業協同組合で、法第三条第一項の許可を受け、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、官公需適格組合競争入札参加資格審査申請書(別記第八号様式)に知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に提出することができる。

五 更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例

競争入札参加資格を有する者(以下「競争入札参加資格者」という。)(が会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更

生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該更生手続開始の決定又は当該再生手続開始の決定を受けた者は、競争入札参加資格再審査申請書（別記第九号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

七 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第十号様式）に三の(四)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、県内建設業者は、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。

(一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 営業所の名称、所在地又は電話番号

(五) 県内の営業所の新設又は廃止

(六) 代理人

八 競争入札参加資格の承継の申請

次に掲げる者が競争入札参加資格を承継しようとする場合は、競争入札参加資格承継承認申請書（別記第十一号様式）に三の(四)に掲げる書類（知事が別に定める書類に限る。）及び経営事項引継書（別記第十二号様式）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、県内建設業者は、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。

(一) 競争入札参加資格者が死亡した場合におけるその相続人

(二) 競争入札参加資格者が法人を設立した場合におけるその法人

(三) 競争入札参加資格者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者

(四) 競争入札参加資格者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人

(五) 競争入札参加資格者が企業組合又は協業組合を設立した場合におけるその企業組合又は協業組合

別記

第1号様式（その1）  
建設業者の場合）

受付番号
------

山口県知事 様

年 月 日

競争入札参加資格審査申請書

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

許可を受け ている建設 業	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第	号 工業業 許可
	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第	号 工業業 許可

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第1号様式 (その2)

(測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、測量調査業者及び補償関係コンサルタントの場合)

競争入札参加資格審査申請書

受付番号

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑪

登 録 を 受 け て い る 事 業			
測 量 業 者	第 号	年 月 日登録	不動産鑑定業者
建設コンサルタント	第 号	年 月 日登録	建築士事務所
地質調査業者	第 号	年 月 日登録	土地家屋調査士
補償コンサルタント	第 号	年 月 日登録	

公 共 測 量  
土木関係建設コンサルタント業務  
建築関係建設コンサルタント業務  
地 質 補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 査 査

類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営 業 所 一 覧 表

営 業 所		所 在 地		電 話 番 号
名 称	許 可 を 受 け て い る 建 設 業 又 は 登 録 を 受 け て い る 事 業	所 在 地		
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				
計	箇所			

記入要領

- 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。
  - 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号の記載要領の6の表中の（ ）で示された略号で記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第5号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所 氏名

⑪

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式

職 員 数 一 覧 表

営 業 所 名 称	技術関係職員の数		事務職員の数	計
	建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係職員		
その所在する市町村	人	人	人	人
合 計				

記入要領

- この表は、審査基準日において建設業又は公共測量等に従事している職員（期間を定めないで常時雇用されている者に限る。）について営業所別に記入すること。
  - 1に規定する職員のうち、県内に存する営業所に所属する職員から順次、50人に達するまでの職員の氏名、生年月日等を別紙に記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第7号様式 (その2)  
(特定建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑭

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格  
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し  
ます。

記

共同企業体の名称	許可を受けて いる建設業	許可番号	許可年月日
構 (代表者) 商号又は名称及び代表者氏名			
成			
員			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式 (その3)  
(公共測量等共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑭

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格  
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し  
ます。

記

共同企業体の名称	登録を受けて いる事業	登録番号	登録年月日
構 (代表者) 商号又は名称及び代表者氏名			
成			
員			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第10号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者	2 測量業者等
変 更 事 項	1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日	
	2 商号又は名称	
	3 代表者の氏名	
	4 営業所の名称、所在地又は電話番号	
	5 山口県内の営業所の新設又は廃止	
	6 代理人	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年	月 日

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第11号様式

競争入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

許可を受けている建設業  
登録を受けている事業  
許 登 可 録 番 号 第 号  
許 登 可 録 年 月 日 年 月 日

下記のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

競争入札参加資格者	許可を受けている建設業又は登録を受けている事業	許 登 可 録 番 号	第 号
		許 登 可 録 年 月 日	年 月 日
		住 所	
		商 号 又 は 名 称	
		代 表 者 氏 名	
資 格 承 継 理 由			

記入要領

「競争入札参加資格者」欄は、承認前のものを記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第12号様式

経営事項引継書

項目	変更前	変更後
許可番号	第 号	第 号
登録年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
商号又は名称		
代表者氏名		
建設業の種別		
登録事業		
技術者氏名		
自己資本額	千円	
職員数	技術関係職員 計 人	技術関係職員 計 人
	事務関係職員 計 人	事務関係職員 計 人
有形固定資産額 (土地及び建物を除く。)	機械・運搬具 千円	機械・運搬具 千円
	工具器具・備品 計 人	工具器具・備品 計 人
その他参考事項	計 計	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑪

記入要領

- 1 「技術者氏名」欄は、建設業者にあつては、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所ごとに置くべき専任の者について記入すること。
  - 2 「職員数」欄の「変更後」欄は、引継ぎに係る職員について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。